

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
抛 抛 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 法第31条の23において準用する第5条第1項(許可の申請) ・ 法第31条の23において準用する第9条第3項第1号(許可証の記載事項の変更の届出) ・ 法第31条の23において準用する第9条第4項(許可証の書換え) ・ 規則第1条(書換え申請書の提出) ・ 規則第90条において準用する第17条(許可証の書換えの手続)
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：